

## 「地域建設業経営強化融資制度」の概要について

仙台市では、地元の中小・中堅建設業者が直面している厳しい経営状況を踏まえ、建設業の資金調達の円滑化を支援するため、標記制度の運用を行っています。

この制度は、本市発注工事に係る中小・中堅元請建設業者が有する工事請負代金債権について、工事の未完成部分を含めて流動化を促進することにより、建設業における金融の円滑化を推進するものです。

### 1 運用基準について

#### (1) 実施時期

平成 21 年 1 月 23 日（金）から、当面の間

#### (2) 対象工事

本市が発注した公共工事で、工事の出来高が 2 分の 1 以上のもの（一部の工事を除く。）

#### (3) 対象業者

中小・中堅元請建設業者

（資本の額若しくは出資の総額が 20 億円以下又は従業員数が 1,500 人以下）

#### (4) 制度の概要

対象業者は、宮城県建設業協同組合等への工事請負代金債権の譲渡について、発注者である本市から承諾を受け、下記①及び②によりそれぞれ融資を受けることができます。

① 工事の出来高部分について；宮城県建設業協同組合から

② 工事の出来高を超える部分について；東日本建設業保証株式会社の保証を受け、金融機関から

### 2 申請受付窓口

各工事担当部署

問い合わせ先 仙台市財政局契約課管理係 (直 通) 022-214-8147 (F A X) 022-214-8110 (e-mail) <a href="mailto:zai003030@city.sendai.jp">zai003030@city.sendai.jp</a>
---

## 地域建設業経営強化融資制度について

国は、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、従来の下請セーフティネット債務保証に加え、「地域建設業経営強化融資制度」を創設し、平成 20 年 11 月 4 日から施行しています。

本市においても当該融資制度を導入し、平成 21 年 1 月 23 日から施行しております。  
制度の概要は、下記のとおりです。

### 1 制度の目的

中小・中堅建設業者（以下「建設業者」という。）が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について、未完成部分を含めて流動化を促進することにより、建設業者の金融の円滑化を推進することを目的とする。

### 2 対象となる建設業者

本市の公共工事を受注・施工している建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が 20 億円以下又は常時使用する従業員の数が 1,500 人以下）

### 3 対象となる工事

本市が発注する建設工事で工事請負契約約款第 34 条に規定する前金払が行われたもの。  
ただし、以下の工事については対象外とする。

- (1) 債務負担行為等工期が複数年度にわたる工事。ただし、以下の工事を除く。
  - ① 債務負担行為等の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
  - ② 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
  - ③ 債務負担行為に係る工事又は繰り越される工事であって、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ残工期が 1 年未満であるもの
- (2) 単価契約を行った工事
- (3) 低入札価格調査要綱（平成 15 年 10 月 21 日市長決裁）第 2 条第 5 号に規定する調査基準価格又は同条第 9 号に規定する特別重点調査適用基準額を下回る入札を行った業者と契約した工事
- (4) 上記に掲げるもののほか、債権譲渡を承諾することが不相当であると市長が認めた工事

### 4 手続の流れ（別紙フロー図参照）

- (1) 本市から公共工事を受注・施工している建設業者は、工事請負代金債権を宮城県建設業協同組合又は一定の民間事業者\*（以下「宮城県建設業協同組合等」という。）に譲渡（工事完成前でも可）

\*本市の融資制度に係る債権譲渡先

名 称	所 在 地
宮城県建設業協同組合	宮城県仙台市青葉区支倉町 2 番 48 号
北保証サービス株式会社	北海道札幌市中央区北 4 条西 3 丁目 1 番地
株式会社建設経営サービス	東京都中央区築地 5 丁目 5 番 12 号
株式会社建設総合サービス	大阪府大阪市西区立売堀 2 丁目 1 番 2 号
ジェイケー事業協同組合	東京都港区新橋 4 丁目 31 番 7 号

- (2) 宮城県建設業協同組合等は、工事請負代金債権を担保に、建設業者に対して工事の出来高の範囲内で融資し、そのための資金を金融機関から調達する。（転貸融資）  
（財）建設業振興基金は、当該資金調達に対して 100%債務保証を行う。
- (3) 保証事業会社の保証により、出来高を超える部分について金融機関から建設業者に対し融資を実施。

(4) 宮城県建設業協同組合等及び保証事業会社は、工事完成後、市から支払われた工事請負代金から、宮城県建設業協同組合等の融資額及び保証事業会社の保証に係る融資額を精算の上、建設業者に残余を返還。

【融資額の算定例】

(前提条件)

- ① 請負金額 1億円
- ② 前払金 4,000万円 (40%)
- ③ 工事出来高 70%
- ④ 契約保証額 1,000万円 (10%)
- ⑤ 借入金(宮城県建設業協同組合等からの転貸融資+金融機関からの融資) 5,000万円  
(宮城県建設業協同組合等からの転貸融資)

融資金額 1,800万円 (1億円×70%−4,000万円−1,000万円\*1) ×90% (掛け目\*2)

\*1 工事請負契約により生じる市の請求権に基づく金額(違約金等)

\*2 掛け目は融資元の判断による。

(金融機関からの融資)

融資金額 3,200万円 (5,000万円−1,800万円)

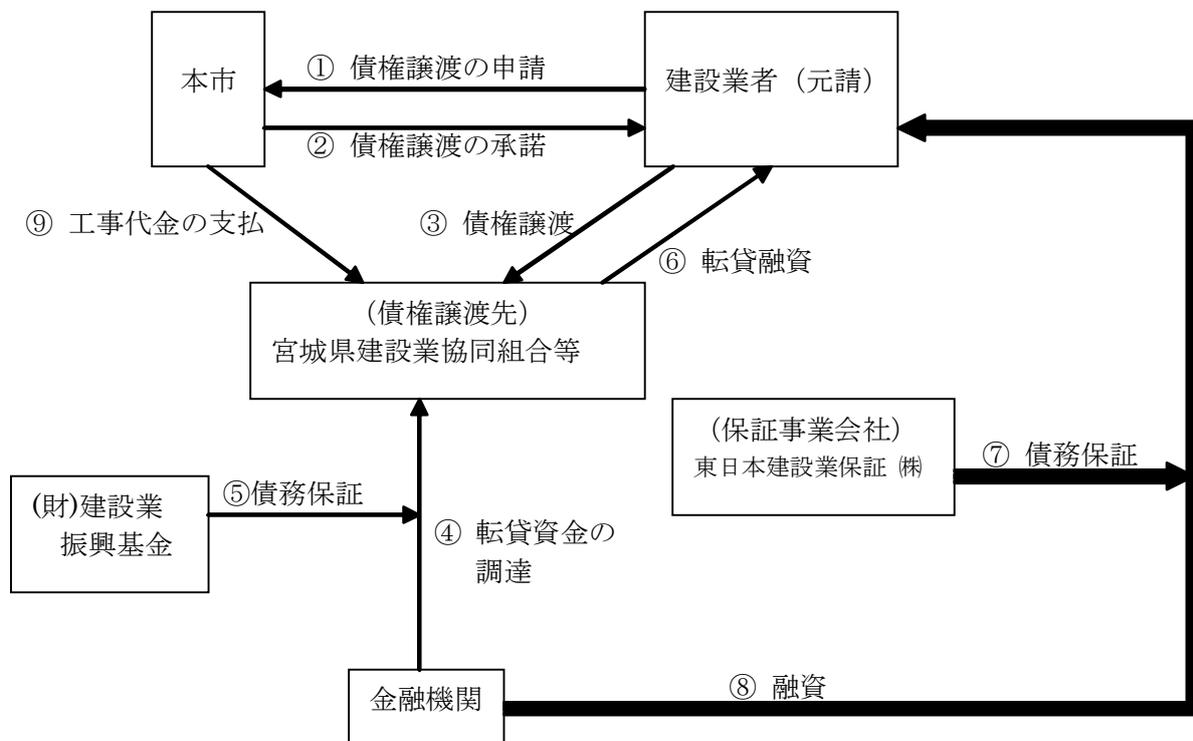
\* 融資額は、金融機関の審査を経て決定される。

(工事完成の場合の工事残代金の精算)

A. 工事残代金額	6,000万円 (1億円−4,000万円)
B. 違約金充当額	0円

- ① 本市による宮城県建設業協同組合等への支払額 6,000万円 (A−B)
- ② 宮城県建設業協同組合等による転貸融資への充当額 1,800万円
- ③ 宮城県建設業協同組合等による保証事業会社への支払金額 4,200万円 (①−②)
- ④ 保証事業会社による金融機関への返済額 3,200万円
- ⑤ 保証事業会社による建設業者への支払額 1,000万円

(地域建設業経営強化融資制度フロー図)



\* ①〜⑥ 宮城県建設業協同組合等からの転貸融資(工事出来高の範囲内に係る)

\* ⑦〜⑧ 金融機関からの融資(出来高を超える部分に係る)

5 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

なお、承諾に当たっての当該出来高の確認については、月別の工事進捗率等を記した簡易な工事履行報告書の受領をもって足りることとする。(出来高の査定ではない)

6 譲渡債権が担保する範囲

本制度に係る債権譲渡は、宮城県建設業協同組合等の建設業者に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が建設業者に対して有する金融保証に係る求償権を担保するものであって、宮城県建設業協同組合等及び保証事業会社が建設業者に対して有するその他の債権を担保するものではない。

7 実施時期

本制度は、平成21年1月23日から、当面の間実施する。

8 その他

(1) 本市においては、平成15年3月より工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度(以下「下請セーフティネット債務保証」という。)を実施しており、本制度の実施にあわせて関連部分の改正を行った。

なお、下請セーフティネット債務保証は工事の出来高の範囲内に係る融資を対象とするが、本制度は、出来高を超えた未完成部分についても融資の対象となる。

(2) 発注者である本市においては、債権譲渡の承諾を行うものであり、融資については4(1)の債権譲渡先及び金融機関が融資を実施する。